

件名	住民の生活環境にそぐわないマンション建設の撤回・縮小に関する陳情		
提出者	墨田区八広三丁目二番五号		
住所氏名	峯 薫		
受理年月日	平成十六年四月二十六日	受理番号	第七号

要 旨

- 一 区内に建設される高層建築物（ワンルームマンション等）の新築工事について区は、工事協定・被害補償など、住民との基本合意がされるまで工事を行わないよう、業者への適切な指導と規制が可能な措置を講じること。
- 二 区は住民の要望が最大限生かされるよう、「十分な住民説明会の義務化」や「近隣住民との合意」に努めさせるなど、住民を保護するために、ワンルームマンション等の建設に関わる条例改正等、適切な条件整備を行うこと。

（理由）

この度、私たちの近くに高層ワンルームマンションが新築工事されることが明らかになりました。我々区民が持っている「ワンルームマンション」に対するイメージは、「住民が「出し出し」のマナーを守らない」「生活騒音を出す」「誰が住んでいるのか分からないのでコミュニケーションがとれない」等、言わばソフト面で日常生活に影響を及ぼす建築物であるということでした。また、狭い土地に無理やり高い建物を建てて分譲するようなケースも多く、日照権をはじめとする様々な問題を起こしていることも事実です。住宅街においては、古くから住んでいる住民とのトラブルも起きているのが現状です。「このままでは街が壊れてしまう」という声が住民の間で高いということではないでしょうか。

今日、私たちの近隣にワンルームマンションの建築計画を知り、これを契機にマンション紛争の解決に、区の「条例等」が業者への適切な指導・規制を図れる内容に改善されるとともに、住民の切なる願い（日照・風害・粉塵・建設内容・計画

の改善・工事時間等）が実現するための実効あるご指導とご支援をください。

広報紙には、「現在指定されている用途地域や容積率等は、東京都の指定方針に基づき、原則として地区計画を策定しなければ変更できません。このため、今後も区内全域で地区計画を定め、必要に応じて用途地域の変更を行っていきます。」と書かれています。また、既に他区においては、ワンルームマンション規制が条例化されています。

以上の趣旨をご理解の上、右事項の実現をお願いいたします。

以
上